

令和5年5月2日

生徒と保護者の皆様

東京成徳大学深谷中学・高等学校

校長 石川 薫

### 新型コロナウイルス感染症対策の変更について（お知らせ）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、5月8日以降、2類から5類に変更となる学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令が施行されることとなりました。

法律の改正に基づき、学校の対策を下記のとおり変更しますので、お知らせいたします。なお、今後の社会情勢等により、変更する場合がありますことを御了承ください。

#### 記

#### ①「出席停止」基準の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、本人に発熱・咳・のどの痛みなどの症状があり、感染が疑われる場合や、濃厚接触者と特定された場合の欠席は、「出席停止」の扱いとしてきました。今後は、濃厚接触者が特定されることがなくなるため、本人が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の欠席のみ「出席停止」扱いとします。出席停止期間は、学校保健安全法施行規則の改正により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」を基準とします。

#### ②毎朝の「健康チェック」について

5月8日（月）以降、毎朝の「健康チェック」への入力・送信は、求めません。さくら連絡網の「健康チェック」機能は残しますので、自分自身の健康管理及び部活動の試合前、宿泊行事等の健康チェックに使用することは可能です。

健康状態（発熱、咳、息苦しさ、倦怠感、頭痛、喉の痛み、味覚嗅覚の異常等）に異常がある場合にはさくら連絡網の「学校へ連絡」へ入力後、送信してください。

体調不良時は、登校を控え、受診等必要な対応を行ってください。

\*その他、「換気の徹底」・「手洗いの励行」について変更はありません。

担当 教頭 富岡 達夫

電話 048-571-1303